HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	権力概念とマスメディア : 社会学的理論研究の視点から
Author(s)	朱, 迪
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 35, 21-38
Issue Date	2022-11-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88249
Type	bulletin (article)
File Information	02_zhu_no.35.2022.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Jimcts

権力概念とマスメディア
——社会学的理論研究の視点から

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院　博士課程
朱　　迪

Concept of Power and Mass Media: From the Perspective of Sociological Theory Research

ZHU Di

abstract

This paper discussed the triangular relationship between mass media, power of authorities, and the audience. After summarizing the concepts of the above three, this paper attempted to analyze these three actors' power structures and build a convincing theoretical framework. This paper mainly adopted Niklas Luhmann's viewpoint of power communication as a theoretical foundation, since it provided a unique perspective to understand the essence of power. Subsequently, this paper divided the power structure into six directions to explain how the power relations work between these three actors. The theoretical results obtained in this paper are expected to contribute to future case studies.

1 はじめに

マスメディアが公権力を行使する権力者を監視するということは、人々に受け入れられている考え方である。マスメディアは報道によって権力者の不正をオーディエンスである人々に知らしめる力を持つ。権力者の不正を知った有権者としてのオーディエンスは、投票行動においてその不誠実な権力者に対してノーを突き付けることも可能である。この例から示唆されるのは、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスといわれる人々の間の絡み合った力関係である。本研究は「権力」という概念に注目し、マスメディア、公権力を行使する権力者、オーディエンスの3者の関係性を分析し、3者の関係を統一的に考察することができる理論的枠組みを模索する。また、現代のネット社会においてコミュニケーションの変容は急速に進んでおり、従来のマスメディアは変革期を迎え、高度情報社会の中での重要性を相対的に減じている。とはいえ、情報の信憑性、編集の専門性などから考えれば、マスメディアは相変わらず欠くことのできない存在であり、これからも代替できない役割があると考えられている。

本研究はマスメディア、公権力の権力者[1]、オーディエンス[2]の三角関係に注目し、ジャーナリズムと権力の概念、市民社会の観点を念頭において、3者相互の権力構造に注目する。またジャーナリズムと権力の関係に関する先行研究を踏まえ、権力に関する概念研究、とりわけルーマンの「権力（コミュニケーション）」[3]論を参照しながら、理論的な研究を展開する予定である。

本研究では、まずマスメディアの規範性を規定する「ジャーナリズム」と「権力」の概念を明らかにする。すなわち、ジャーナリズムにおける最も顕著な2つの特徴――事実に対する報道と、その事実に対する批判または評価――をまとめる。これらの特徴に潜む権力行使という現象を解明するために、ルーマンによる「権力コミュニケーション」という概念、および影響力の観点から、権力をとらえる視点を整理する。続いて、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスの三角関係に関する先行研究を考察する。その上で、前述の三角関係を構成する6つの方向の権力関係を説明することで、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の関係を総括する理論的な枠組みの構造化を試みる。

2 研究背景

2.1. ジャーナリズムの概念

マスメディアの規範性を規定する「ジャーナリズム」は英語の「journalism」

►1 経済界、軍事力、または宗教の領域などにおいて、権力者は政治的公権力の領域に限られるわけではないが、ここでは象徴的・代表的存在として「公権力の権力者」とする。

►2 マスメディアを利用し、投票行動によって公権力の権力者に影響を与えることができる市民は、有権者と想定されるが、本研究ではマスメディア、公権力と関連づける理論研究を行うため、有権者としての市民をあえて「オーディエンス」と呼ぶことにする。

►3 ルーマンにおいては、「権力」等の概念は「コミュニケーション」と結び付けられて論じられる。これはルーマンの理論では、「社会」の基礎的要素が「コミュニケーション」ととらえられているからである。従って、ここでは一般の「権力」概念はルーマンの「権力コミュニケーション」概念に相当すると考えて論を進める。

を意味する。journal（新聞・雑誌）＋「-ism」（傾向、特性）から成り、古フランス語に由来し、本義は「日々（jour）発行される刊行物」である（ジーニアス英和大辞典2001：1182）。ジャーナリズムの歴史は、近代的な印刷術の発明からスタートして、不定期出版から定期出版を経て、徐々に大衆化していくプロセスである。吉見（2012）によると、グーテンベルグ印刷術の発明は、新聞成立の基本条件となった。最初の新聞の形態はパンフレットのようなものであり、戦争、災害、外交的事件をはじめ、多様なコンテンツが記されていた。時間が経つに連れ、新聞は定期出版に移行することになり、イギリスでは18世紀からコーヒーハウスで店の客たちに読まれたり討議されたりするようになった。19世紀になると新聞は大きな変容を遂げる。それは廉価化と大衆化である（吉見2012：107）。

近代的ジャーナリズムの概念で、その性質を規定する最も核心的なキーワードといえば、「論評」と「報道」である。吉見（2012）はジャーナリズムの歴史を振り返る際に、「近代のメディアとしての新聞には、2つの系譜があった」と主張している。その1つは、「政治的論議や政府批判、経済情報を柱に発達するジャーナリズムで、この新聞の発展を支えた読者層は勃興するブルジョア市民階級」である。もう1つは、「中世以来の民衆の口承的なコミュニケーションの延長線に位置づけられるもので、印刷術の発達とともに、そうした口承の文化が活字の文化に置き換えられていくことにより成立してきた新聞」である。さらに、こうした「ジャーナリズムの2つの水脈」は、吉見によると、明治期日本に現れた「大新聞」と「小新聞」において、それぞれに対応しているという（吉見2012：119）。政治議論を行う評論新聞があり、庶民向けの読み物としての大衆新聞もある。

新聞の2つの系譜は、花田達朗（2013）の論にも見られる。花田（2013）は『レクチャー　現代ジャーナリズム』の第5章で、市民社会と公共圏の文脈から、マスメディアはローマの双面の神ヤヌスのような「2つの顔」を持っていると述べている。その1つは、「『公共的な役割』を担うという規範的位置づけをもつ」のであり、もう1つは、「利潤の最大化（資本制）と組織の維持拡大（官僚制）という目的」の実現に努力するものである。そのような2つの側面は、ブルジョア階級が持つ2つの考えからとらえることができる。「自由な思想をもって個人として生きたい」という考えを持つ一方、「自己の私有財産を使って自由に経済活動をしたい」という考えも併せ持つ。その結果、ブルジョア階級（市民階級）は「公共圏」と「市場」という2つ社会空間を作り出して、両方を「国家からの影響から自立的に形成しようとした」のである（花田2013：69-77）。花田の「マスメディアの2つの顔」という観点と、吉見（2012）が提出した「ジャーナリズムの2つの水脈」論は、概ね対応しているのではないか。つまり「公権力に対する評論」と「大衆向けの報道」は、ジャーナリズムにおいて最も重要な2つの役割である。

上記の考察を踏まえると、ジャーナリズムには2つの基本的な特徴がある。その1つは、「公権力に向けての批判的論評」であり、もう1つは「社会に向けてのコミュニケーション・報道」である。これらは現代のジャーナリズムを定義する研究者の論にも見られる。例えば「それぞれの立場から書かれた歴

史が即ち新聞（傍点は筆者、以下同）」「論説、報道から、末梢的な文字言語の表現形式まで」「一定の立場に応じ」るものである（長谷川1949＝1990：184-202）。また、「社会的出来事に関する報道、解説、論評といった社会的な活動、ないしはそうした活動を行う組織（例えばマスメディア）を指す用語である」（大石2006：4）。あるいは「報道を業として行う組織としての報道機関、および、報道機関を通じて事実に関する情報の提示や評論を行うことを職業として継続的に行う個人の総称」（伊藤2006b：14）。もしくは「主権者に必要な事実・情報を伝えることで現実に影響を与える報道活動であり、時代に対する批判的言説を含むものである」（根津2019：2）。

以上のように、ジャーナリズムは、(1) 社会の出来事を継続的に記録しつつ報道を行い、事実を伝えること、また (2) その出来事に対して批判または評価をする活動である、と理解することができる。また、そうであるならば、ジャーナリズムは社会的なコミュニケーションを活性化させ、いわゆるジャーナリズムの権力資源[4]となり得る。

►4　ジャーナリズムの権力資源に関しては、3.1以降で詳述している。

2.2. 権力の概念

2.2.1. 権力の概念の多様性

権力の概念は多岐にわたる。たとえばヴェーバー（1922＝1972）は「或る社会的関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性」と定義し、ギデンズ（2004）は「個人なり集団が、他の人々の抵抗に逆らってさえ、みずからの利益なり関心を考慮に入れさせることができる能力」と定義する。そのほか、アレントやフーコーによる権力観も有名である。しかし、本研究において最も注目したいのは、ニクラス・ルーマン（1986）による権力コミュニケーションの概念である。

ルーマンによる権力コミュニケーションの概念は、「あるひとが否定的なサンクションを設定することができ、それによって脅しをかけることができる場合にかぎって存在している」ということである（ルーマン1986：ii）。また、『GLU――ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集』によれば、「権力とは、自己の行為の前提として他者の行為を受け入れることを蓋然的にする、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアである」というように規定される（バラルディ他2013：97）。「象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア」とは、「コミュニケーションに対して成功の蓋然性を確実にする特殊な構造」のことである（バラルディ他2013：181）。ルーマンから見れば、権力を持つ側は権力を受ける側を服従させるという「蓋然性」を「確実にする」ために、2つの選択肢を提供する必要がある。その1つは「否定的なサンクション」付きの、権力を受ける側が回避しようとする「回避選択肢」である。それは相手に「脅しをかける」効果がある。そうすると、もう1つの選択肢、つまり権力を持つ側の「期待している選択肢」が権力を受ける側によって選ばれるようになる。これはルーマンが言う「権力コミュニケーション」のプロセスの基本形となる。他の権力概念と比べて、ルーマンの権力コミュニケーション概念はより明快かつ抽象度が高く、理論的整合性に優れている

概念である。なぜならば、選択と受け入れという権力コミュニケーション構造に絞り、権力が実現する原理を説明しているからだ。後で詳述するが、ルーマンの権力コミュニケーション論は、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の権力関係を見る際に、有効な理論的枠組みを提供している。

2.2.2. 権力の概念と影響力のつながり

ここで一旦、ルーマンを離れて他の権力論を見ておきたい。それは「権力」と「影響力」の関係についての考察である。ルークス（1974＝1995）によれば、「あらゆる権力議論の絶対的な基礎をなしている共通の核心、あるいはその背後にある素朴な観念とは、〈A〉がなんらかの形で〈B〉に影響を与える、という観念である」（ルークス1974＝1995：45）。しかし、それは権力と影響力を等しくするという意味ではない。ルークスから見れば、「権力は影響力である場合とない場合がある」。その判断基準は「制裁をともなうかどうか」によって決まる。一方、「影響力と権威は権力である場合とない場合がある」。その判断基準は「利害の紛争があるかどうか」によって決まる（ルークス1974＝1995:55）。詳しくは図1のような形で示されるが、「権力」と「影響力」は部分的に重なっている。一方で、「権力」の範疇に配置される「強制」「実力」「操縦」「権威」などについて、バクラックとバラッツ（Peter Bachrach and Morton S. Baratz）の権力の類型学を受け継いだものだとルークスは述べているが、本論では詳述しない。

■図1　権力とそれに類するものの概念図（ルークス1974＝1995：54）

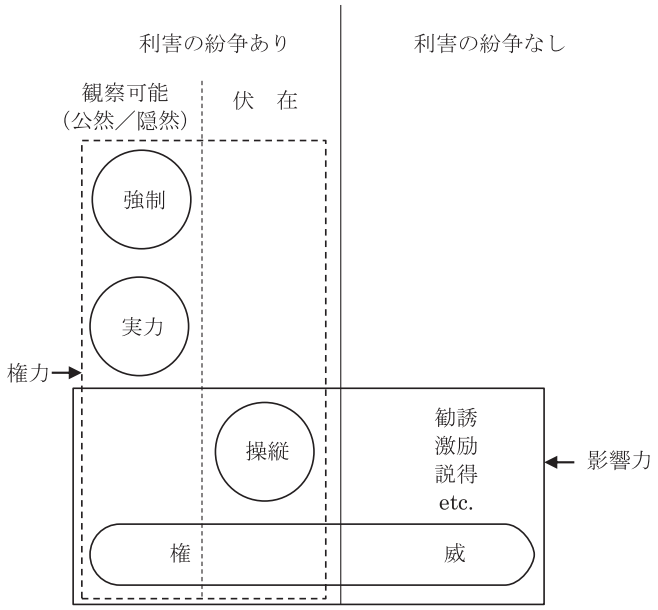

他方、大石（2006;2014）は権力の大半を影響力の観点からとらえている。大石（2006；2014）の主張に基づけば、その観点は次の3つに分けられる。

まず、「社会で行使される『影響力』が権力と呼ばれることもある」（大石2006：3）。「すなわち、権力は一定の社会関係の中で、他者、あるいはほか

の集団に対して行使されるととらえられる」（大石2014：11）。例えば、「政治エリートが一般市民に対して行使する影響力」は権力の一種であると大石（2006；2014）は主張する。

次に、「社会に対して影響力を行使できる個人や組織が『権力（者）』と呼ばれることがある」（大石2006：3）。「社会に対して影響力を行使できる個人や組織が、『権力（者）』『権力機関』あるいは『権力行使主体』などと呼ばれることがある」（大石2014：11）例えば、「一般市民に対して影響力を行使する」政治エリートをはじめ、「影響力」を行使できる個人や組織などの「権力行使主体」が「権力」に属する。

最後に、大石は「『権力行使主体』が所有する「資源」が権力と呼ばれることがある」と述べている。一つの典型的な例といえば、「国家機構」である。「ほかの組織よりも優位な立場に」立っている国家機構は「制度化され、正当化されている」ゆえに、「社会を統制する」ことができている（大石2006：4；2014：12）。国家機構という権力は、さらに「経済権力（予算配分など）」「政治権力（政治制度・組織など）」「強制権力（警察、軍隊など）」「象徴権力（メディア、情報など）」に分類することができる（Thompson 1995: 17；大石2006：3-4；大石2014：11-12）。

■表1　権力の類型（Thompson 1995: 17）（筆者訳）

権力の類型	資源	典型的な機関
経済権力	物質的また資金的な資源	経済的な機関（例：商社）
政治権力	権威	政治的な機関（例：国家）
強制権力（特に軍隊的な権力）	物理的また武装した暴力	強制的な機関（特に軍隊、警察や監獄も）
象徴権力	インフォーメーションとコミュニケーションの手段	文化的な機関（例：教会、学校、大学、メディア産業など）

以上の考察は、「権力」が「影響力」という形で現れる場合を説明している。大石の「影響力としての権力」「権力行使主体」「権力資源」という分類方法によれば、公権力としての国家機構や、公権力に務める政治家、官僚など、「実体を持つもの」は「権力」と呼ぶことができるし、「影響力」といった「見えないもの」も「権力」として理解することもできる。こうした点を踏まえれば、前者を「権力者」、後者を「権力」と区別する必要があるだろう。また、大石の主張によれば、公権力以外のもの、例えば影響力を持つジャーナリズム、マスメディアも「権力」を持っていることが仄めかされている。さらに、権力行使主体が所有する「権力資源」は、ルーマンの「権力コミュニケーション」論の中の「否定的サンクション」ととらえることが可能である。権力資源を利用することで、「否定的サンクション」の可能性が予期されるのであるならば、権力コミュニケーションが機能しはじめるようになるのである。

3 先行研究

3.1.「ジャーナリズムと権力」に関する視点

マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスの三角関係に関する先行研究では、マスメディアと公権力の権力者の関係が注目されている。最初に大石の研究が挙げられる。大石（2006；2014）は「ジャーナリズムと権力」の関係を4つの視点に分けて考察を行い、マスメディアが社会に向けて権力を行使する状況を提示している。

まず、ジャーナリズムは「政治エリート」「オーディエンス」との間で、双方向的な影響力を有する。一方では、ジャーナリズムは公権力の権力者と社会のオーディエンスの両者に向けて、権力を行使している。ジャーナリズムは「『権力行使主体』と見なす」ことができ、「権力資源を用いて社会的な影響力、すなわち権力を行使しているととらえられる」。ジャーナリズムの「権力資源」とは、概してマスメディア自体の影響力の大きさ、政治エリートをはじめとする「情報源に対するアクセス」性の高さ、および「入手した情報を報道、解説、論評」して「社会に向けて発信する専門的な能力」を指している。すなわち、ジャーナリズムは「政治エリートや一般の人々の認識、意見や態度、行動に対して権力を行使」することができる。特に政治エリートは、「マスメディアの報道、解説、論評を予期しながら自らの言動を調整」することがよく見られる。他方、ジャーナリズムは政治エリートとオーディエンスからの影響を受けている。大石の言葉を借りれば、ジャーナリズムは「権力を行使される対象（客体）と見なす」こともできる。「政治エリートによる統制」、また「ジャーナリズムの提供する情報」を受け取るオーディエンスからの反応は、かえってジャーナリズムに影響を及ぼす。だからこそ、ジャーナリズムも「政治エリートやオーディエンスの反応を事前に予測し」、それに基づいて活動することになる。（大石2006：4-5；2014：13-15）。

次に、ジャーナリズムはニュースの生産過程で権力を行使していると大石は指摘する。マスメディアの実際の業務においては「ニュースバリュー」に従って、「組織や業界の中で共有され、埋め込まれている規範や価値、そして慣習や作法が、ニュースの生産過程で強く作用する」ということも、権力行使と見なすことができる（大石2006：8；2014：19）。「ニュースバリュー」について少し詳しくいうならば、ジャーナリズムの二つの行動原則に帰結される。ひとつは「スクープ（特ダネ）」を重視すること、つまり「ほかのジャーナリストやメディアが報道しない出来事や事実を伝えること」という原則である。もうひとつは「特落ち」を避けること、つまり「ほかのジャーナリストやメディアと同じ出来事を報道すべき」という原則である。「ニュースバリュー」に従って「横並び報道」や「メディアスクラム（集団的過熱取材）」を増加させる可能性があるが、大石が指摘したどおり、重要な出来事を「できるだけ多くの人々に知らせるという観点からすると相応の妥当性をもつ」

とも言えるだろう（大石2014：16-18）。

そして、ジャーナリズムはアジェンダ設定を通して世論を作り出し、社会に影響を与える。マスメディアによって「表明される意見」は、「それ自体を世論と見なす」ことができる。また、「問題や争点をめぐって」「さまざまな意見」を表明する場を提供している。その上、マスメディアのアジェンダ設定機能を通して「社会で議論され、解決されるべき問題や争点」が浮かび上がっていく。こうして「マスメディアが社会に対して重大な影響を及ぼしてきた」プロセスは、ジャーナリズムの権力行使となっている（大石2014：23-26）。

さらに、ジャーナリズムは出来事に意味付けをすることができるという点がある。ジャーナリズムは、「出来事を構成する多数の事実の中からいくつかを取り出し」、その事実を「編集」することで「出来事を説明し、意味づけ」を行う。その上で、「他の問題や争点」と関連づけるといった必須な手順を経て、ニュースを「見出し―要約―本文」といったまとまった形に整えて、オーディエンス側も分かるように、「出来事の物語化」が行われる。このように「出来事の名づけや意味づけを行い」、それを通じて社会に対して「一定の価値観を提示」する作業は、「一種の権力作用」が伴っているとされる（大石2006：9；2014：27-28）。

3.2. ジャーナリズム権力の矛盾

ジャーナリズムを権力としてとらえる視点は、駒村（2006）も提起している。駒村はジャーナリズムを「公権力と対峙するもの」と取り上げると同時に、「社会的権力としてたち現れる」こともあると指摘する。そのため、ジャーナリズムは「『権力を批判する権力』という矛盾した存在」であると駒村は主張する。ジャーナリズムに対して「自由な活動を保証する必要がある」ものの、「危険な存在という側面もあわせもつ」ことに注意する必要がある（駒村2006：38）。その矛盾する現状を以下3つの例で説明する。

まず、「取材の自由」と「表現の自由」を規定する法律表現は、些細な差異が存在するということである。「表現の自由」は日本国憲法の第21条によって明確に定められているが、「表現の自由」にとって必要不可欠である「取材の自由」も、保護されているだろうか。駒村の考察によると、「博多駅テレビ・フィルム提出命令事件決定（判例事件番号：昭和44（し）68）」における判決文の中に、「憲法21条の精神を照らし、十分尊重に値するもの」という表現を見つけられる（最高裁判所1969；駒村2006：40）。この表現から分かるように、取材の自由は、表現の自由と同じレベルで保護されていると言いがたい。

次に、たびたび批判の矛先が向けられる「記者クラブ」の問題、および日本新聞協会の公式見解がある。「記者クラブ」は一般的に、取材対象にあたる官公庁機関によって運営され、取材に来ている記者を招待したり便宜を与えたりする組織と見られるため、「日本新聞協会の加盟社だけにクラブへの入会資格を限定する」という「閉鎖性」の問題が駒村によって指摘されている。そうすると、「監視機能」が損なわれる恐れがあり、記者クラブは「権力へ

のアクセス資格を選別」することによって、「『権力』化してしまう陥穽がそこにある」という批判である（駒村2006：50-51）。それに対し、日本新聞協会は2002年と2006年に新たな公式見解をその公式サイトに公表した。同協会は記者クラブを、「取材、報道のための自主的な組織」と定義している。一方、公的機関に設けられ、記者の取材や報道作業の利便性向上のために設置したワーキングルームを、「記者室」と呼ぶことにした。また、記者室の利用に発生する経費は「報道側が応分の負担をすべき」と表明している。そうすることによって、混同されやすいこの2つの概念は区別されることができ、公的機関から報道機関に利益を供与する疑いを打消しようとしている。記者クラブの「閉鎖性」の問題に対しても、「より開かれた存在」というレトリックが使われている。「記者室を記者クラブ加盟社のみが使う理由はありません」とか、「外国報道機関」は「すでに多くの記者クラブに加盟している実績」があると述べ、記者クラブの「閉鎖性」の問題は改善しているとアピールする。記者クラブに関する争点については本研究の考察対象外であるが、記者クラブに加盟しているマスメディアは公的機関と直接的にアクセスすることができるため、権力を持つ一面があることは明確である。

最後に、駒村はリップマンの「擬似環境」論を提起することで、マスメディアは自分が作った「ステレオタイプ」に縛られるという現象を提起した。「擬似環境」を通して現実世界が認識される際、「ステレオタイプ」が生み出されることが少なくない。ところが、「ステレオタイプによる判断が現実を支配してしまう」と問題になる。駒村から見れば、マスメディアの報道は「事実の陰影を捨象して、勧善懲悪の図式を急ごしらえ」する傾向がある。その理由は、「視聴者や購読者」が「勧善懲悪の図式」の報道を望んでいる、という「報道関係者」が持つ先入観に支配されているからだ。結果として、ジャーナリズムは「世論という名の『もうひとつの言説権力』に呪縛される言説権力」になってしまう（駒村2006：55-57）。駒村の批判は、一線のジャーナリストから見れば、また反論の余地があるかもしれない。ただし、筆者は以上3つの例から、「権力を批判する権力」と呼ばれるジャーナリズム自体が、法律によって公権力に巧妙に支配される側面があると同時に、オーディエンスからの影響を受ける可能性もある、という特徴に注目したい。

3.3. マスメディアの「正当性モデル」

マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスによって構成される三角関係の中に、「正当性」の概念を導入し、理論的な枠組みの構築を試みている先行研究がある。そこでは「『正当性』という共通の価値を媒介に、ジャーナリズムが社会を動かす」（伊藤2010：48）といわれている。伊藤によると、「正当性」の根拠となるものは、「社会規範」であり、すなわち「法律と道徳」である。そのうち、「法律」は「特に制度化されたもの」であると伊藤は指摘する（伊藤2010：35）。また、この「正当性」をとらえるために避けられないのは、フーコーの「認識枠組み」論に関する議論であると伊藤は述べているが、ここでは詳述はしない。ただ、その主旨は伊藤（2006a）が著した『「表現の自由」の社会学――差別的表現と管理社会をめぐる分析』の第3章「公的領

域としての思想の市場と管理社会論」にまとめられており、人々の「知識」「認識枠組み」自体が権力としてとらえることができるという観点であるということだけ着目しておきたい。

では、伊藤の「正当性モデル」はどのように形成されたのか。そこで次の概念図を参照しながら、その形成過程をまとめてみる。まずは基本的なフレームとして、「アジェンダビルディング（議題構築）」[5]の観点から、図2に示されるような、「ジャーナリズム、権力者、市民が相互に影響を与え合う」というモデルが提示されている（伊藤2010：29）。

■図2　ジャーナリズム、権力者、市民の相互行為モデル（伊藤2010：29）

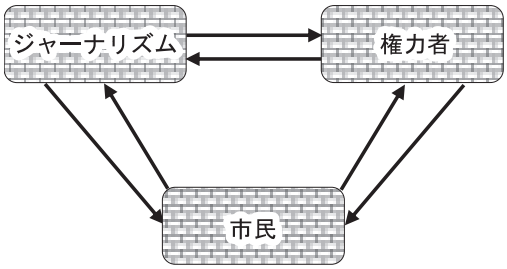

■図3　権力の資源を媒介としたジャーナリズムと権力者の力関係（伊藤2010：34）

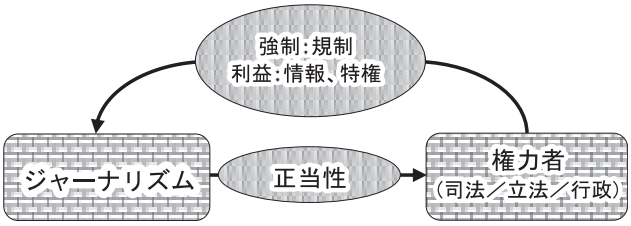

■図4　正当性を媒介にしたジャーナリズム、権力者、市民の相互行為（伊藤2010：36）

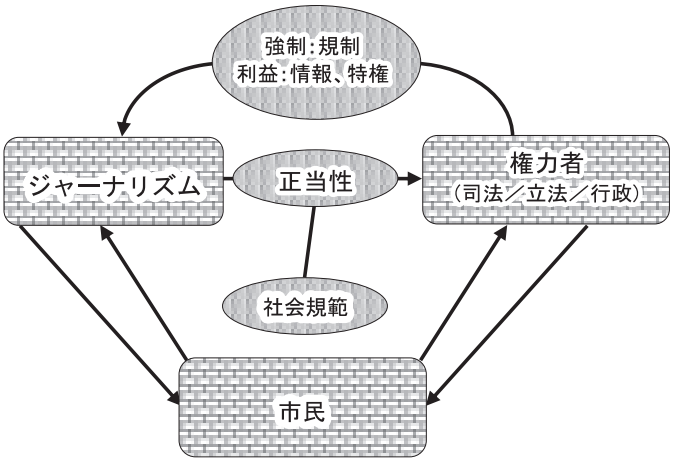

►5　伊藤（2010）によると、「アジェンダビルディング（議題構築）」は「報道がなされる以前の過程、つまり、情報源がメディアに働きかけて、メディアとの交渉の中で社会的にアジェンダを作り上げていく過程」に着目する研究である（伊藤2010：29）。ゆえに、これは「アジェンダ設定（議題設定）」と異なるものである。

■図5　正当性モデルのイメージ（伊藤2010：46）

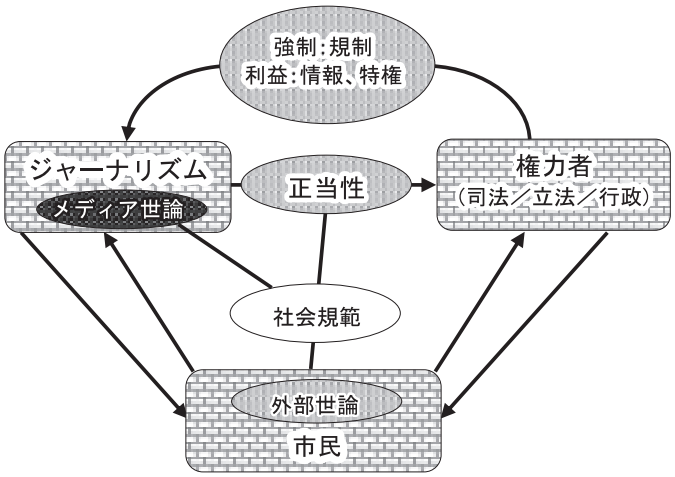

次に図3に示されている「正当性」という概念の導入に関しては、川崎（1998）による権力の資源の三類型――「強制（暴力）、利益、正統性[6]」――を参考にして提示されたものである。「権力者はジャーナリズムを法律によって規制することができる」というのは「強制」の力であり、「権力者はジャーナリズムに必要とする情報を提供する」ことや、「電波を排他的に利用させる」という「特権」を付与することは、「『利益』によって働きかけている」のである。それに対して、ジャーナリズムは「正当性」に基づいて「『権力者』に働きかける」ということである（伊藤2010：34）。

そして図4に示されるように、「正当性」の根拠となるものは「社会規範」であり、これは「法律と道徳」という形で現れるとされるが、「正当性モデル」の完全版は図5で示される。ここで重要なのが、伊藤は「メディア世論」という概念を提起し、「外部世論」と区別していることである。「メディア世論」はその名の通り、メディアによって作り上げられるものであり、そして「一般に公開された」という「公開性」を持つことになる。「複数の報道機関の報道」や「記事やニュース」が多ければ、一般市民に届くようになる。「公開性」が高くなることで、「権力者に認知されやすくなる」のである（伊藤2010：45）。逆に言えば、メディアによって公開された出来事に対して、権力者は何らかの対応をしなければ、「社会規範」「法律や道徳」に従って行動していないということになってしまい、「正当性」を失う可能性がある。また、「メディア世論」と「社会規範」が繋がっているということは、「自らの境遇の改善」をするための市民が「ジャーナリズムを通して広く社会に訴える」ことができることを指している（伊藤2010：46）。

したがって、伊藤の「正当性モデル」理論をまとめてみれば、次のとおり説明することができるだろう。すべてを働きかけて動かせる力の根源は、人々の「認識枠組み」に潜んでいる。ジャーナリズム、公権力の権力者、市民によって構成された三角関係の中、公権力の権力者はジャーナリズムに情報を供給したりメディアに規制をかけていたりして、社会全体を管理して治めている。それに対して、人々に共通する「社会規範」は、「法律や道徳」という形で

►6　Legitimacyの和訳は「正統性」と「正当性」の2種類がある。伊藤（2010）によると、前者は「歴史的な経緯や血筋」などの意味を思い浮かべるが、後者は近代国家における「理性的な合意に基礎を置くもの」だと考えられるため、伊藤は「正当性」と表記している。

現れる。これはすべての人が遵守しなければならないものであり、「共通の価値規範」としてジャーナリズムによって調達されている。世の中の出来事や発覚したスキャンダルは、メディアが作り上げた「メディア世論」を通して社会に公開され、「正当性」の大義名分の下で権力者を追い詰める。市民と権力者の間でメディアを経由せずにやり取りをすることもあるが、「メディア世論」を通して広く社会に訴えて権力者を動かすというプロセスはもっと一般的であろう。

3.4. 先行研究の評価

以上の先行研究は本研究にとって啓発的である。第2章第2節で見たとおり、「権力」に関する多くの議論は「影響力」の領域で共通している。故に、「権力」に言及する際にはその概念をより明確にする必要がある。また、第3章で挙げた大石（2006;2014）、駒村（2006）による先行研究を見れば分かるように、「権力」を提起する際に、言及される対象は公権力の権力者に限らず、ジャーナリズムという規範をもとに行動するマスメディアにも、社会的な権力が現れる。さらに、伊藤（2010）による先行研究を見れば、マスメディアは「正当性」に沿って公権力の権力者に働きかける可能性を示唆しており、マスメディア、公権力の権力者、有権者の市民といった3者をまとめて、ひとつの権力関係のモデルに総括している。そして、大石（2006;2014）、駒村（2006）の研究と伊藤（2010）の研究は相互補完の関係をなす。以上の先行研究を援用することは、本研究の「マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の関係」を論じる理論研究の可能性を担保するものとなる。例えば公権力の権力者はマスメディアの情報源として存在し、マスメディアに何らかの制限をかけることができる。また、マスメディアは世の中の出来事を編集して「物語化」あるいは「擬似環境」を作る、もしくは「メディア世論」を作り出すという点は、マスメディアの権力行使と見なされる。さらに、オーディエンスは世論の観点からマスメディアに何らかの影響を及ぼしている。以上は多少なりとも先行研究に言及されていた。

しかし、この三角関係の構図は、先行研究である程度作られたが、完成する形に至っていないのではないか。例えば、大石（2006;2014）や駒村（2006）は総括的な理論でありながら、三角関係がまとまった理論的な枠組みとして提示されていない。他方、伊藤（2010）の研究では、権力の概念を中心において議論してはいない。伊藤はギデンズ（2004）による権力の概念を引用しているが、川崎（1998）による権力の資源の三類型を紹介した後、もっぱら「正当性」を中心とする議論に転じた。マスメディア、権力者、市民といった3者の権力関係を概観しているものの、帰結する先は権力ではなく、この「正当性」である。確かに正当性の概念は極めて重要である。にもかかわらず、現実社会において正当性はどれほど効力を持ち、権力を制限する決め手になっているのかは疑問である。健全な民主主義社会では、「法律や道徳」という正当性が裏付けられた「認識枠組み」は大きな力を持っている。ところが、教育やメディアなどの影響力を考慮に入れれば、その「認識枠組み」は不変のものではない。そうであるならば、「正当性」によって媒介される理論の代

わりに、より現実的かつ抽象度の高いルーマンの「権力コミュニケーション」理論を参照して、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスといった3者の権力関係を再考することが求められるのではないか。要素を絞り、理論的な整合性の高いルーマンの権力コミュニケーション論を採用することで、今後の事例研究のためのフレームワークが提供される。まさに社会学理論としての意義をここに見ることができるのではないか。

4 マスメディア、権力者、オーディエンス3者の関係性

先行研究を踏まえて、本研究はルーマンの権力コミュニケーション論を中心にして、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の関係性を分析することを試みる。その理由は、ルーマンの「権力コミュニケーション」論では権力関係は送り手と受け手に絞られていて、「正当性」というような外部の影響を取り入れてはいないからである。そこで、マスメディア、権力、オーディエンスの関係に絞って考えてみれば、以下の図6で表すことができる。これをもとにルーマン権力論を用いながら、先行研究と結びつけて考察を進める。

■図6　マスメディア、公権力、オーディエンスの3者の権力関係のイメージ

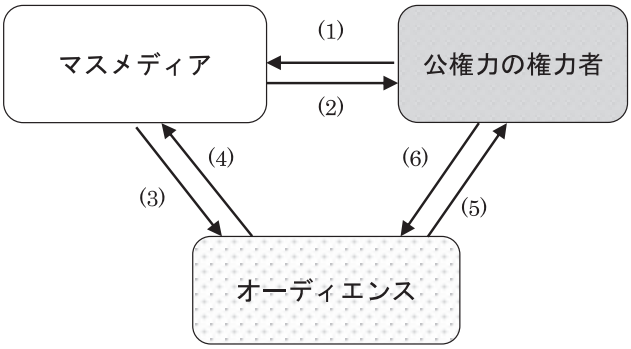

4.1. マスメディアと公権力の権力者

まず、マスメディアと公権力の権力者の間には、相互に（1）と（2）という2つの権力関係が発生する。（1）の方向に示したように、公権力の権力者はマスメディアに対して、法律に則って規制また管理をすることや、情報源としてマスメディアに情報提供をしたり（伊藤2010：34）、取材上の便宜――例えば記者クラブ（駒村2006：50）――を与えたりすることなどを指すものである。法律による制裁、情報提供の拒否というような「否定的なサンクション」付きの選択肢を、マスメディアは可能な限り回避する必要がある。そのため、公権力の権力者がこの選択肢を使ってマスメディアを脅かすことがで

きるようになる。他方、(2) で示されるように、マスメディアは完全に受動的な位置づけに立っているとは言えない。公権力の権力者に対して、ジャーナリズム活動を通して社会的な権力を行使することができるのである。具体例を挙げれば、伊藤（2010）のモデルで示された、ジャーナリズムの枠に囲まれている「メディア世論」が、ここに当てはまる。これを受けて「政治エリート」は、「マスメディアの報道、解説、論評を予期しながら自らの言動を調整、さらに修正する」ことが多い、という状況は既に指摘されている（大石2006：5；2014：14）。ゆえに、マスメディアがもつ「否定的なサンクション」はここに当たる。現実社会において、政治家はマスメディアの報道がもたらす影響を考慮に入れて、自分の言動を注意しなければ、マスメディアからバッシングされてしまう可能性が高くなるのである。

4.2. マスメディアとオーディエンス

続いて、マスメディアとオーディエンスの権力関係は、(3) と (4) の部分である。(3) に示した権力関係[7]は、既に大石（2006；2014）によって詳しく解説されている。ジャーナリズムは「マスメディアという組織」と「ジャーナリスト」によって構成される「権力行使主体」であり、「情報源に対するアクセス可能性」が高く、「入手した情報を報道、解説、論評」という形式で、オーディエンス・社会に発信する「専門的な技能や技術」を持っている（大石2006：4-5；2014：13）。また、マスメディアはアジェンダ設定（議題設定）機能を通して、社会に影響を及ぼす（大石2014：25）。そして、「出来事の物語化」を通して「一定の価値観を提示」する「権力作用」が見られる（大石、2006：9；2014：27）。そうであるならば、マスメディアは「社会的な影響力、すなわち社会に対する権力を行使している」（大石2006：5）。インターネットの普及により、マスメディアの影響力は限定されつつあるものの、「社会における情報の共有という観点から」（大石2014：13）、あるいは近年顕在化してきた情報の信憑性の問題から考えれば、マスメディアの地位は簡単には代替されないだろうと考えられる。オーディエンスの側、個人のSNSアカウントから発信された内容が世間の共感を呼んで、その内容自体が刺激的で注目に値する場合、社会的な関心を集めることができるかもしれない。しかし信憑性があるかどうかという問題では、マスメディアによる事実確認というステップを飛ばすことはできないと考えられる。

その反対に、(4) に示されるように、マスメディアが提供する情報に、オーディエンスが「反応することで、ジャーナリズムに影響を及ぼしている」（大石2006：5）。マスメディアも「政治エリートやオーディエンスの反応を事前に予測し、それを参照しながら日々活動するのがつねである」（大石2014：15）。こうしたマスメディアに反映されていない「オーディエンスの反応」や世の中の声は、伊藤（2010）のモデルの中では、「市民」の枠に入る「外部世論」として位置づけられている。既に駒村（2006）の先行研究で見てきたように、ジャーナリズム自体がオーディエンスからの影響を受ける可能性もある（駒村2006：55-57）。さらにわかりやすい例を挙げてみれば、オーディエンス側の読者は、新聞の購読をやめるというような不買の権利（否定的な

►7 (3)の権力関係をルーマンの「権力コミュニケーション」概念で説明しつくすことができるかどうかは、より踏み込んで検討が必要であると思われる。ここでは大石の説明を援用することで、論旨の整合性をとるにとどめておく。

サンクション）を持っている。そのため、オーディエンスからマスメディアに対する権力も存在することが確認できるのである。

4.3. 公権力の権力者とオーディエンス

最後の権力関係は、公権力に務める権力者と、有権者の市民が大半を占めるオーディエンスとの関係性で、(5) と (6) で示される。これに関しては既に伊藤（2010）の研究で三角関係という形で現れている。例えば公権力に務める権力者は権力資源を使って国家を管理する。権力資源に関して、前述したThompson（1995）による4分類（経済、政治、強制、象徴）または川崎（1998）による3分類（強制、利益、正統性）どちらも参照することが可能だが、本研究では確定した分類にこだわる必要がなく、概して国家権力としてとらえることができる。(6) に示されるように、国家権力が有効である理由は、強制力を使用する可能性が、否定的なサンクションとして現れるからである。なぜ「可能性」と言わなければならないのかというと、「たとえば少しでも暴力が行使されると」「回避選択肢の実現にいたるとき、権力は崩壊する」からである（ルーマン1986：35）。このように、ルーマンは権力資源（物理的暴力）と権力コミュニケーションを明確に区別している。区別する理由は、わかりやすい例でいえば、法律に違反すると警察に捕まえられたり拘留されたり、また裁判を受けたりすることになるが、ほとんどの人はこのようなことにならぬよう法律に違反することを回避する。その際に、ある意味で「命令―服従」という権力関係が成立する。一方、法律に違反したとすれば、国家権力による強制の力によって制裁される可能性が現実化されることになるため、「命令―服従」の構造が崩壊することになっていく。すなわちルーマンが言った「権力コミュニケーション」は失敗したという状況になる。

続いて反対側の (5) は、特に民主主義国家を想定した場合、より明白である。例えば選挙の時、選挙権を有する市民が「有権者」と呼ばれる理由はここにある。立候補者の演説やパンフレットなどで、有権者は直接的に情報を獲得することができるが、マスメディアを経由し、立候補者の政策主張、例えば税率の増減、福祉政策、経済政策、就職支援などの情報にアクセスすることが一般的である。施政方針の善し悪しは、有権者の身近な生活に関わるため、有権者自身の判断によって、投票による多数決で議員、公権力の指導者を任免することができる。また、伊藤（2010）のモデルの「外部世論」は本研究のこの部分と重なり合う。世の中の評判は、すべてが「メディア世論」に反映されているわけではない。しかし、公権力の権力者がオーディエンスの声――その中で有権者の数は決して少なくはない――を完全に無視してしまうと、その結果として、政策執行に支障を来すことは想像に難くない。

以上で考察した内容をまとめたものが表2である。(1) ～ (6) の6つの権力方向はそれぞれ図6に対応しており、またその権力現象を代表する例を挙げておく。

■表2　6つの権力方向およびその代表例

番号	方向	権力現象の例
(1)	公権力の権力者→マスメディア	法的規制、情報提供
(2)	マスメディア→公権力の権力者	否定的報道と論評、メディア世論
(3)	マスメディア→オーディエンス	議題設定機能、出来事の物語化
(4)	オーディエンス→マスメディア	オーディエンスの反応、外部世論、不買の権利
(5)	オーディエンス→公権力の権力者	選挙権、外部世論
(6)	公権力の権力者→オーディエンス	強制の力または物理的暴力の使用可能性

5　結論

本研究はマスメディア、公権力の権力者、オーディエンスの三角関係に注目し、ジャーナリズムと権力の概念、市民社会を分析するいくつかの視点を念頭において、先行研究を踏まえて、3者の双方向的にやり取りされる権力構造を提示した。ルーマンの権力コミュニケーション論に基づき、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の関係を総括することができる理論的な枠組みを作り上げた。本研究でルーマンの権力コミュニケーション論を採用した理由は、権力を「権力コミュニケーション」としてとらえ、サンクションを介在させたアクターの行為の説明が、要素を絞って現実的かつ理論的な整合性が高く、経験的な叙述と比べてより明快であるからである。

本研究の独自性は、権力コミュニケーション論の概念を土台にして、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の関係を、6つの権力関係に分けて総合的に説明している点にある。この作業を通じて、事例研究のための分析枠組みを提示することができた。

ただし、本研究で作り上げた6つの権力関係の理論枠組みにおいて、6つの力のそれぞれの大きさが論じられてはいない。力の強弱の問題は時代や地域によって大きく変化する。したがって、その問題は今後の事例研究の積み重ねが必要である。本研究はあくまでも今後の事例研究を分析するためのフレームワークとしての意味を持つ。また、市民社会に対する歴史的な考察には至っていない。今後の研究で市民社会論の整理、市民社会とマスメディア、および公権力の関係性を考察する必要があるだろう。加えて、本研究では、インターネットが主役を果たしている現代の高度情報社会を前提としているわけではない。以上の3点は今後の課題として、事例研究に重きを置く一方、さらなる精緻な理論研究が必要だと考える。

謝辞

本論の執筆にあたり、指導教員の鈴木純一先生に深謝致します。日本語文法表現の推敲、修正にご協力いただいた山田道子さん、要旨の英語表現の修正にご協力いただいた、Reggy Figer先生と友人の王楚君さんに、深く御礼申し上げます。

参考文献

Thompson, John B. (1995) T*he Media and Modernity: a social theory of the media*, Polity Press.

井口暁（2011）「ルーマン権力論の構図：権力概念と政治的権力論を中心に」『社会システム研究』（第23号）2011年9月，pp.119-157

伊藤高史（2006a）「第3章　公的領域としての思想の市場と管理社会論」『「表現の自由」の社会学：差別的表現と管理社会をめぐる分析』，八千代出版

伊藤高史（2006b）「第1章　権力とジャーナリズム研究の系譜」『ジャーナリズムと権力』，大石裕編，世界思想社

伊藤高史（2010）「第1章　ジャーナリズムが社会を動かすメカニズム：政治社会学的ジャーナリズム研究と正当性モデル」『ジャーナリズムの政治社会学：報道が社会を動かすメカニズム』，世界思想社

ヴェーバー，マックス（1922＝1972）『社会学の根本概念』，清水幾太郎訳，岩波文庫，岩波書店

大石裕（2006）「はじめに」『ジャーナリズムと権力』，大石裕編，世界思想社

大石裕（2014）「第1章　ジャーナリズムと権力」『メディアの中の政治』，勁草書房

川崎修（1998）「権力」『岩波哲学・思想事典』廣松渉ほか編，岩波書店，p.475

川崎修（2012）「第2章　権力」『現代政治理論〔新版〕』川崎修･杉田敦編，有斐閣アルマ，有斐閣

ギデンズ，アンソニー（2004）「第14章　統治と政治」『社会学（第4版）』松尾精文ほか訳，而立書房

小西友七・南出康世編（2001）『ジーニアス英和大辞典』，大修館書店

駒村圭吾（2006）「第2章　法制度から見た『ジャーナリズムと権力』」『ジャーナリズムと権力』，大石裕編，世界思想社

最高裁判所（1969）「取材フイルム提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告」『最高裁判所判例集』最高裁判所公式サイト，https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50977，最終閲覧：2022年8月16日

長岡克行（1986）「訳者解説　社会システム論と権力」『権力』ニクラス・ルーマン著，長岡克行訳，勁草書房

日本新聞協会（2006）「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」日本新聞協会公式サイト，https://www.pressnet.or.jp/statement/report/060309_15.html，最終閲覧：2022年8月16日

根津朝彦（2019）『戦後日本ジャーナリズムの思想』，東京大学出版会

長谷川如是閑（1949＝1990）「ジャーナリズム論」『長谷川如是閑集　第6巻』岩波書店

花田達朗（2013）「第4講　ismとしてのジャーナリズム：観察者の思想」『レクチャー現代ジャーナリズム』早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編，早稲田大学出版部

馬場靖雄（2020）「オートポイエティック･システムとしてのマスメディア：ニクラス･ルーマン『マスメディアのリアリティ』を読む」『社会学研究所紀要』第1号，大東文化大学社会学研究所，pp.1-16

バラルディ，クラウディオ他（2013）『GLU――ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集』クラウディオ・バラルディ，ジャンカルロ・コルシ，エレーナ・エスポジト著，土方透・庄司信・毛利康俊訳，国文社

吉見俊哉（2012）「第7話　新聞と近代ジャーナリズム」『メディア文化論〔改訂版〕』有斐閣アルマ，有斐閣

リップマン，ウォルター（1922＝1987）『世論（上・下）』掛川トミ子訳，岩波文庫，岩

波書店
ルークス，スティーヴン（1974＝1995）『現代権力論批判』中島吉弘訳，未来社
ルーマン，ニクラス（1986）『権力』長岡克行訳，勁草書房

（令和4年5月2日受理、令和4年7月26日採択）